

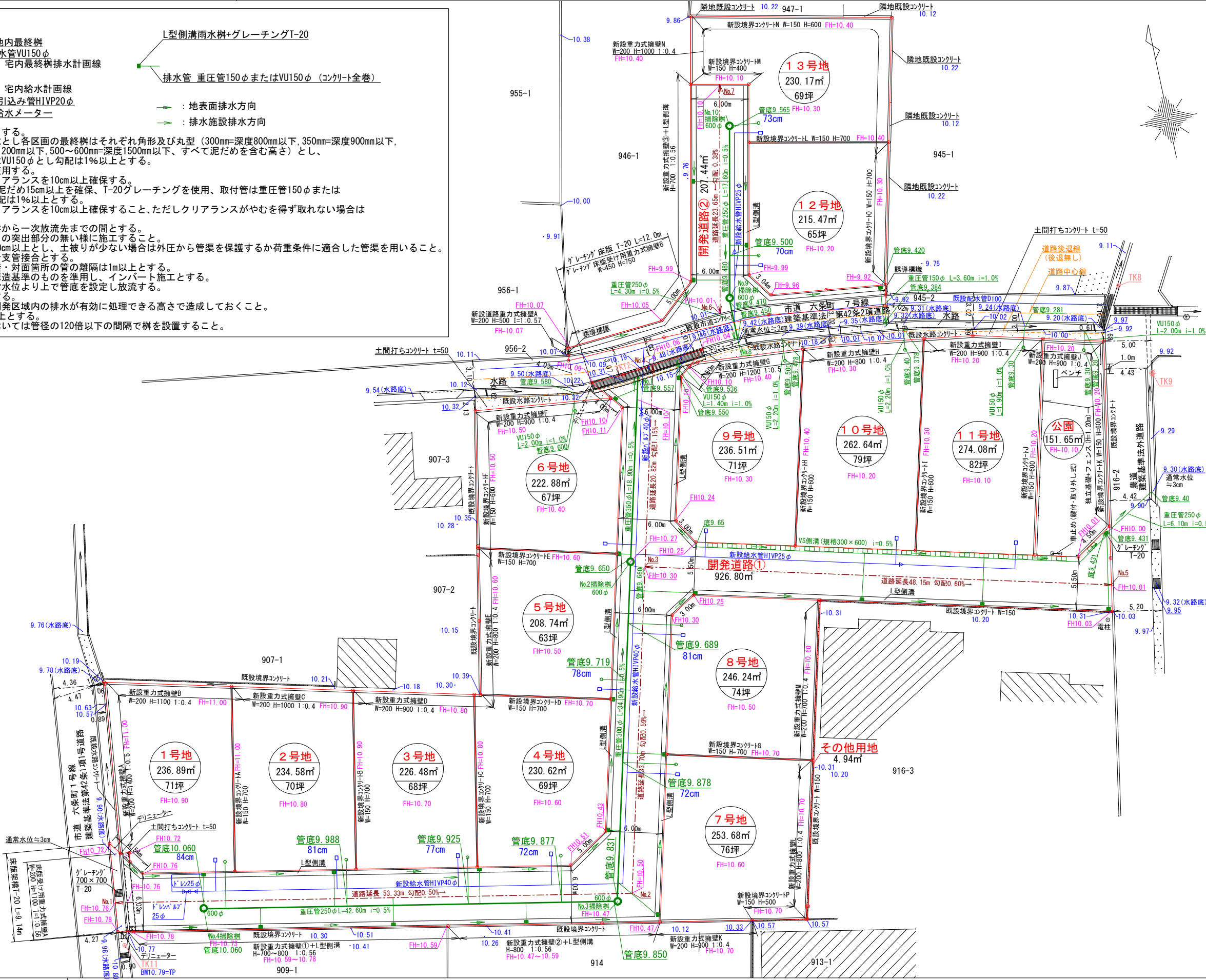
土地の所在

高松市六条町字下り原
906番、908番、915番、916番及び地先水路
高松市六条町字西村946番2

土地 利 用 計 画 図

凡例

- 10.30 : 現況高
 - FH=10.30 : 計画出来高
 - 宅地内最終樹
排水管VU150φ
: 宅内最終樹排水計画線
 - 宅内給水計画線
引込み管H1VP20φ
給水メーター
 - L型側溝雨水樹+グレーチングT-20
排水管 重圧管150φまたはVU150φ (コンクリート全巻)
 - 地表面排水方向
 - 排水施設排水方向
- ・各区分の給水取付管はH1VP20φとする。
 ・各戸合併浄化槽を設置、合流方式とし各区分の最終樹はそれぞれ角形及び丸型 (300mm=深度800mm以下、350mm=深度900mm以下、400mm=深度1000以下、450mm=深度1200mm以下、500~600mm=深度1500mm以下、すべて泥だめを含む高さ) とし、泥だめ15cm以上を確保、取付管はVU150φとし勾配は1%以上とする。
 ・雨水を集水する樹は穴あき蓋を使用する。
 ・管の交差する箇所についてはクリアランスを10cm以上確保する。
 ・開発道路設置のL型側溝雨水樹は泥だめ15cm以上を確保、T-20グレーチングを使用、取付管は重圧管150φまたはVU150φ (コンクリート全巻) とし、勾配は1%以上とする。
 ・管の交差する箇所についてはクリアランスを10cm以上確保すること、ただしクリアランスがやむを得ず取れない場合は全巻の対応をすること。
 ・開発協議の対象は開発区域最終樹から一次放流先までの間とする。
 ・排水管は水路断面 (構造物) からの突出部分の無い様に施工すること。
 ・宅地内の排水管の土被りは最低20cm以上とし、土被りが少ない場合は外圧から管渠を保護するか荷重条件に適合した管渠を用いること。
 ・本管がヒューム管・重圧管の場合支管接合とする。
 ・本管へ接続する管について、隣接・対面箇所の管の離隔は1m以上とする。
 ・マンホール (掃除樹) は高松市構造基準のものを準用し、インバート施工とする。
 ・最終放流先の高さについて、通常水位より上で管底を設定し放流する。
 ・予定建築物は一戸建ての住宅とする。
 ・建築物が建築されるまでの間は開発区域内の排水が有効に処理できる高さで造成しておくこと。
 ・宅内の排水管の勾配は原則1%以上とする。
 ・雨水・汚水の排水管は直線部においては管径の120倍以下の間隔で樹を設置すること。



開発許可
年 月 日

第 平成
年 月 日
号

申請者

株式会社住宅環境工房
代表取締役 福島 徹

作成者
住所・氏名

高松市六条町875番地2
行政書士 大西達男

(印)

縮 尺 1/400